

令和7年第3回設楽町議会定例会（第1日）会議録

令和7年9月2日午前9時00分、第3回設楽町議会定例会（第1日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|--------|--------|
| 1 村松一徳 | 2 村松純次 | 3 原田純子 |
| 4 七原 剛 | 5 加藤弘文 | 6 今泉吉人 |
| 7 山口伸彦 | 8 田中邦利 | 9 原田直幸 |
| 10 金田敏行 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	村松浩文	企画ダム対策課長	今泉伸康
津具総合支所長	今泉 宏	生活課長	後藤哲嗣
産業課長	下平 功	保健福祉センター所長	松井秀和
建設課長	松井良之	町民課長	依田佳久
財政課長	関谷 恭	教育課長	加藤直美
出納室長	村松義典		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 米倉和彦

5 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 報告第6号

専決処分の報告について

日程第6 報告第7号

令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第7 同意第3号

設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第8 同意第4号

設楽町田口財産区管理委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 9 同意第 5 号

設楽町段嶺財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 10 同意第 6 号

設楽町名倉財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 11 同意第 7 号

設楽町津具財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 12 同意第 8 号

設楽町監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 13 議案第 5 4 号

設楽町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例について

日程第 14 議案第 5 5 号

設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例について

日程第 15 議案第 5 6 号

設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 16 議案第 5 7 号

設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

日程第 17 議案第 5 8 号

設楽町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

日程第 18 議案第 5 9 号

設楽町下請等共同作業所条例の廃止について

日程第 19 議案第 6 0 号

令和 7 年度設楽町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 20 議案第 6 1 号

令和 7 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 21 議案第 6 2 号

令和 7 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 22 議案第 6 3 号

令和 7 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 23 議案第 6 4 号

令和 7 年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 24 議案第 6 5 号

令和 7 年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 25 議案第 6 6 号

- 令和 7 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 26 議案第 6 7 号
令和 7 年度設楽町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 27 議案第 6 8 号
令和 7 年度設楽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 28 認定第 1 号
令和 6 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 29 認定第 2 号
令和 6 年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 30 認定第 3 号
令和 6 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 31 認定第 4 号
令和 6 年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 32 認定第 5 号
令和 6 年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 33 認定第 6 号
令和 6 年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 34 認定第 7 号
令和 6 年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 35 認定第 8 号
令和 6 年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 36 認定第 9 号
令和 6 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 37 認定第 1 0 号
令和 6 年度設楽町簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第 38 認定第 1 1 号
令和 6 年度設楽町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について

会 議 録

開会 午前 9 時 00 分

議長 おはようございます。定刻となりましたので、会議を開きます。

皆さん、本日はとましーなシャツでの出席をいただき、ありがとうございます。また、町執行部の皆様方も御協力をいただき、ありがとうございます。

それでは、ただいまから会議を始めます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和7年第3回設楽町議会定例会(第1日目)を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を議会運営委員長より報告願います。

6 今泉 皆さんおはようございます。令和7年第13回議会運営委員会の結果の委員長報告を行います。

令和7年第3回定例会第一部の運営について、8月29日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第1、日程第2は、従来どおりです。

日程第3、諸般の報告は、議長から、例月出納検査結果、議員派遣の報告、請願書等の取扱いについて報告があります。

日程第4、行政報告は、町長より報告があります。

本日上程される議案等は、町長定数の34件です。

一括上程する案件は、日程第8、同意第4号から日程第11、報告第7号の4議案。日程第19、議案第60号から日程第27、議案第68号の9議案。日程第28認定第1号から日程第38認定第11号の11議案です。

それ以外は順次1件ごとに上程します。日程第7、同意3号から日程第12、同意8号につきましては、本日採決します。

詳細は御手元に配布の議案等審議の一覧のとおりです。

一般質問は、定例会第2日目の9月5日に行います。質問時間は答弁を含めて50分以内です。

以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番七原剛君、5番加藤弘文君を指名します。よろしくお願いいたします。

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの23日間としたいと思います。すが御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。会期は 23 日間と決定しました。

議長 日程第 3 「諸般の報告」を行います。

議長として監査委員より地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により例月出納検査の結果について、令和 7 年 7 月、8 月実施分の結果報告が出ています。事務局で保管をしていますので、必要な方は閲覧をお願いします。

次に、議員派遣の件について、会議規則第 129 条第 1 項のただし書きの規定により、4 ページ報告第 5 号のとおり議員派遣の報告をいたします。

次に、請願、陳情書等の取扱いについて、お手元の議事日程に綴じ込みで配布したとおり、請願 1 件、陳情書 2 件、要望 1 件を受理しています。議会運営委員会にお諮りした結果、請願受理番号 1、陳情受理番号 12 から 13、要望書受理番号 2 を文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第 4 「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。本日、議員各位におかれましては、公私とも大変御多用のところ、9 月議会定例会初日の開催にあたりまして、皆様、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

とましーな議会ということで、私ちゃんとバッジもつけておりますし、ちゃんとしておりますので、よろしくお願いします。

7 月から 8 月は猛暑が続きまして、8 月上旬から、九州南部にかけて、停滞した前線と低気圧の影響により記録的な豪雨となり、福岡県や熊本県を中心に被害をもたらしました。幸い設楽町ではそういった被害がなく安心しているところであります。

昨今、朝晩は秋の気配が感じられ、過ごしやすくなりましたが、まだまだ暑い日が続いています。今後台風発生の本格的な時期を迎えますので、気象状況を十分注視をしますとともに、体制を整えて対応したいというふうに思っております。

それでは、行政報告をさせていただきます。

最初に、地区懇談会についてです。

今年の懇談会は、5 月 19 日から 8 月 29 日の間で 25 会場で開催をいたしました。参加をしていただいた方ではありますが、351 人ということで、前年

度、令和6年度が286人ですので、約122%ぐらいと、少し多くの方に御参加をいただいたということでもあります。

今後の公共施設の在り方でありますとか、今後の保育園について、これからの北設情報ネットワークの利用料など多くの御意見を頂きました。これからも住民の皆さんと対応を重ねながら町政を進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、8月1日より発売をいたしましたプレミアム付商品券についてです。

今回も1冊6,500円分の商品券を5,000円で販売をいたしました。販売総数は3万200冊を作成し、現在のところ約2万3,000冊を販売をしました。残り約7000冊となりました。完売を目指して追加の販売促進も検討してまいりたいというふうに思います。使用期限がありまして、来年1月31日までですので、折を見て住民の皆さんにお声がけをしますとともに、また議員の皆さんにもお声掛けをお願いをしたいというふうに思います。御自身でも、いま一度確認をし、使い忘れないようお願いを申し上げます。

次に、各種イベントについて報告を申し上げます。

10月1日で合併20周年を迎えるわけですが、10月4日に合併20周年の記念式典を今年は役場でやります。「アウトドアのまち したら」ということでありますので外でやろうと思っておりますが、そのキャノピー、雨が降ってもいいようにキャノピーのところでやる計画を今立てておるところであります。

また、この会場では、記念式典では記念功労者の表彰などをさせていただきまして、ここ議場では豊橋技術科学大学によるメタバースの体験を行いたいというふうに思っております。

続いて、8月27日から30日まで、第6回アジアジュニア・ユースオリエンテーリング選手権が開催がされました。日本を含めたアジア5か国の選手の方、関係者を含め165名の方が設楽町を訪れていただき、山の中を走っていただきました。

町内では、みのや、みるく、総合センター、町外ということでは、稲武の岡田屋さんなどに宿泊をしていただきました。

また、同時に開催をしておりました合併20周年記念のオリエンテーリング大会におきましても、町内外、最終日は500人と聞いておりますが、延べで1,200人ぐらいの方が御参加をいただいたということでもあります。大変、盛大な大会となりました。

ほかには、9月7日、今度の日曜日ですか、グリーンパークキャンプが開催されます。また、9月の27日には、3回目ぐらいになると思いますが、

小松トンネルの中で遊べる企業展を開催をいたします。また、10月13日に町民グラウンドゴルフ大会、10月26日に奥三河トレイルランニングレース、11月7日にWRC世界ラリー選手権など、イベントがめじろ押しでありますので、ぜひ御覧をいただきたいと思ひますし、応援をよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

本日は、専決処分の報告1件、財政に係る報告1件、人事同意案件6件、条例改正廃止6件、補正予算9件、決算認定11件の計34件を上程させていただきました。

提出させていただいた議案につきましては、本会議及び各委員会において慎重審議のうえ、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げまして、議会定例会の開会に先立ちまして、行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 以上で行政報告を終わります。

議長 日程第5、報告第6号「専決処分の報告について」を議題とします。本案について、説明を求めます。

副町長 それでは、専決処分の報告について説明しますので、資料の6ページを御覧ください。

地方自治法第180条第1項及び設楽町長の専決事項の指定第3項、損害賠償額50万以下の規定により、8月1日に、別紙専決処分書のとおり請求しましたので、同条第2項の規定に基づき、議会へ報告するものであります。

今回の事故内容は、本年6月13日、朝午前7時50分頃、今回の損害賠償の相手方である、新城市在住のN氏が出勤途中に立ち寄った田口公衆便所敷地内で、駐車場からトイレに移動中、通路の木製の床材が一部突出している箇所がありまして、そこに足をとられ転倒し、頭部を負傷したため、伊藤内科にて治療を受けた状況であります。負傷された方には、管理が不十分で大変申し訳ないことを謝罪したところであります。

保険会社と協議した結果、一般的な事故に基づき、施設管理者である設楽町の過失割合を10割と決定し、治療金額7,109円の支払いを示談により、専決処分するものであります。

なお、負担すべき賠償金は、町が加入する保険会社の損害保険ジャパン株式会社から本人の口座に、令和7年8月6日に直接支払われ、町の実質的負担はございません。

今回の事故原因となった通路の木製の床材は至急点検し、修繕を行い、

今後は日々の点検を実施し、事故のないように注意してまいります。大変申し訳ございませんでした。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

報告第6号の質疑を行います。質疑はありませんか。

4 七原 あそこの通路、確か、変わったこととしてありまして、昔からつまずくときには誰か彼かつまずいちゃうようなところがあって、前職のときに職人さんもあそこでつまずいたことがあるんですけども。今後、設楽町も高齢者が増えていくものですから、思い切ってあの通路自体を普通のコンクリートの土間で打ちかえちゃうような、もうつまずかないようなことをしたほうがいいんじゃないかと思うんですが、その辺いかがでしょう。

総務課長 そうですね。状態としては今言われたとおりだと思いますので、床材の検討も含めて、検討してまいりたいと思います。

町長 あそこの施設ですが、道の駅ができる前にトイレということで造られたものというふうに承知をしております。道の駅ができたということもありますし、在り方を少し検討したいなというふうに思っています。トイレ自体の在り方を検討して、例えばバス停のほうに移転をさせるというようなことも考えていきたいなと思っておりますので、今後また検討した結果は皆さんと協議をして報告をさせていただきますのでよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

報告6号は、終わりました。

議長 日程第6、報告第7号「令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、報告第7号「令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について」を説明しますので、資料の8ページを御覧ください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、7月28日、両比率について監査委員の審査に付しましたので、別添の審査意見書を付けて議会報告するものであります。

第1の健全化判断比率につきましては、財政状況の健全化を客観的に判断するため、法律に基づく4つの財政指標について審査されるものです。

下段の括弧内の数値は、政令で定める早期健全化基準の数値を示し、本

町はいずれの比率も基準数値に該当せず健全であることを示しております。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、それぞれ赤字の程度を指標化するものでありますが、いずれの会計とも黒字決算のため、赤字の算定数値はありません。

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金、一部事務組合の公債費負担を含んでおりますが、標準財政規模で除して算出し、数値が大きいかほど公債費の占める割合が高いことを示しております。

算定数値は直近の3か年平均で表しますが、令和4年度から令和6年度までの平均値は7.7で、前年度決算の計上値7.0%より0.7ポイント増加しておりますが、早期健全化の基準数値を大きく下回っております。

将来負担比率は、将来負担すべき借入金等公債費の標準財政規模に対する比率で、町債現在高の減少等により、平成27年度から令和5年度までは継続してマイナスで算定数値はございましたが、近年の大型事業による過疎債の借入状況に鑑み、令和6年度は1.7となり、再びプラスに転ずることとなりました。しかし、危険な数値に至った状況ではございません。

第2の資金不足比率につきましては、企業会計ごとに資金不足を事業規模、料金収入規模と比較して指標化するものですが、簡易水道事業会計、農業集落排水を含めた下水道事業会計の2つの事業会計は、いずれも資金不足がありませんので算定数値はなく、横棒で表しております。

説明は以上です。

議長 ただいま、久保田副町長より説明がありました。

次に、監査委員の御意見を氏原代表監査委員にお願いいたします。

氏原代表監査委員 はい。失礼します。監査委員の氏原です。それでは、審査結果を報告します。

令和6年度の財政健全化審査及び令和6年度公営企業会計経営健全化審査について、意見書により説明いたします。

具体的には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づいて、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率、並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について意見を述べます。

初めに、財政健全化審査についてです。

審査の概要として、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に置いて、令和7年7月28日月曜日に実施をいたしました。

総体的な意見として、審査に付された健全化判断化比率、及びその算定

の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別意見として、実質赤字比率の早期健全化基準は 15%、財政再生基準は 20%ですが、令和 6 年度の実質赤字額はありません。

次に、連結実質赤字比率の早期健全化基準は 20%、財政再生基準は 30%であるところ、連結実質赤字額もありません。

また、令和 6 年度の実質公債費比率は 7.7%であり、早期健全化基準の 25%、財政再生基準の 35%を下回っております。

続いて、将来負担比率は 1.7%であり、早期健全化基準の 350%を下回っています。

よって、是正改善を要する事項として指摘すべき事項はありません。

次に、公営企業会計経営健全化審査についてです。

審査の概要として、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に置き、同じく令和 7 年 7 月 28 日に実施をいたしました。

総体的な意見として、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別意見として、簡易水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率の経営健全化基準は 20%ですが、令和 6 年度の資金不足額はありません。

よって、是正改善を要する事項として指導すべき事項はありません。

健全化審査の結果は、以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま、報告の説明と監査委員の審査意見の報告がありました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

8 田中 将来負担比率のことについてお伺いするんですけど、過去何年間か、このところは、要するに棒印で、ゼロ以下ということだったんですが、久しぶりなんですかね、今回 1.7、将来負担比率がなったと。これは、借金して将来返済していくと、そうですね。借金の金額が、標準財政規模からして、ちょっと膨らんでおるということを示すと思うんですが、例えば過去 10 年間、この数値はどういうふうに移行したのか。そしてこれ、ゼロから 1.7 というふうの数値が出てきたんですので、ちょっと要注意だなというふう思うんですが、執行部のほうの考えはどうでしょうか。

財政課長 はい、田中議員の質問にお答えさせていただきます。

今現在、27 年度以降につきましては、今まで数値はゼロ以下ということで、ありませんでしたけれども、数値が上がってきたということは公債費

——借金ですね、額が将来にわたり、増えていく可能性があるというところで、今後公債費が増えていけば、実質公債費負担比率とともに将来比率も増えていくわけであります。平成 27 年以前につきましては、たしか私の記憶の中では、あったときもあったような気がします、27 年以降ちょっと詳しくは調べておりませんので今のところお答えできません。

8 田中 私らは財政にそんなに詳しくないものですから、こういう変化については敏感にならないといかんというふうに思ってるんですけども、将来的に、この 1.7 は、そんなに心配することはないのか、ちょっと警戒する必要があるのか、そこら辺をお聞かせください。

財政課長 大変申し訳ございませんでした。将来的には、実質的に 350 というのが出ておりますので、それには到底及ばないので今のところ安全であります。実質公債費比率ですけれども、これのピークが令和 10 年度ぐらいですかね、8.9%ぐらいになりますので、それ以上は今見込んでおりませんので、今後の借入状況によりますけれども、そのように 1.7 を超えて増えてはいくとは思いますが、令和 10 年から 12 年の間がピークを迎えて下がるものと見込んでおります。

町長 今のところ心配をしているものではありませんが、懇談会でもそんなお話をさせていただいていますけど、今のままやっていると、やっぱり私は駄目だと思っています。少し、しっかりと将来の計画を見て、いろんなものが高くなっているのも事実でありますので、そんな中でどういうふうにやっていくのかというのは皆さんと議論の余地があると思います。

設楽ダム事業においても、いよいよ 37 項目で確約したものを実施をする時期になってきました。なってきましたが、やっぱり、そのところで約束事なので造らなくてはいけないですが、簡単にさあ造っていいのかという議論は必要だと思っていますので。将来の財政のことも考えてこれから進めていきたいなと思っています。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

報告第 7 号は、終わりました。

議長 日程第 7、同意第 3 号「設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 同意第 3 号「設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることに

ついて」を説明させていただきますので、資料の 12 ページを御覧ください。

資料に記載しております下記の者を設楽町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

伊藤昭広さんの生年月日等は議案に記載するとおりであります。任期が令和 7 年 11 月 9 日に満了しますが、当該法律第 4 条第 2 項の委員要件である、町長の被選挙権及び教育行政に関する経験と高い識見を有する方で、現在も教育委員会委員として熱心に当職にあたられておりますので、引き続き任命させていただきたいというものであります。

なお、任期は、第 5 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 11 月 10 日から令和 11 年 11 月 9 日までの 4 年であります。

説明は以上です。

議長 同意第 3 号の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

同意第 3 号の採決をします。採決は、起立によって行います。

本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

同意第 3 号は、同意することに決定しました。

議長 日程第 8、同意第 4 号「設楽町田口財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」から、日程第 11、同意第 7 号「設楽町津具財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 13 ページの同意第 4 号から同意 7 号までの 4 件の財産区管理会委員の選任につき同意を求める案件につきましては、一括で説明をさせていただきます。

4 つの財産区管理会に係る現員の任期が本年 11 月 8 日で満了となりますので、地方自治法第 296 条の 2 第 2 項に規定する各財産区、各 7 名の新たな委員の選任について、設楽町財産区管理会条例第 3 条第 1 項の規定に基

づき、議会の同意を求めるものであります。

今回同意を求める 28 名の方々につきましては、いずれも木材、山林管理に係る高い識見を有し、各地域から推薦された方々でありまして、同条例第 3 条第 1 項の議会議員の被選挙権及び、3 か月以上の住所要件を満たしております。

任期は、地方自治法第 296 条の 2 第 3 項の規定により、令和 7 年 11 月 9 日から令和 11 年 11 月 8 日までの 4 年であります。

選任する委員の氏名、生年月日等につきましては、議案に記載するとおりでありますので、委員の氏名のみ申し上げさせていただきます。

同意第 4 号「設楽町田口財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、13 ページを御覧ください。

田口財産区管理会委員として田邊雅己さんはじめ、竹内直樹さん、澤田伸夫さん、伊藤俊治さん、金田守継さん、遠山和永さん、青山和志さんの、7 名であります。

同意第 5 号「設楽町段嶺財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は 14 ページを御覧ください。

段嶺財産区管理会委員として、七原明郎さんはじめ、竹下工さん、後藤峯樹さん、熊谷久司さん、羽谷利彦さん、小川信二さん、山本福雄さんの 7 名であります。

同意第 6 号「設楽町名倉財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、15 ページを御覧ください。

名倉財産区管理会委員として、後藤禎光さんはじめ、後藤年光さん、金田里二さん、後藤芳文さん、加藤清登さん、鈴木久元さん、後藤太延さんの 7 名であります。

同意第 7 号「設楽町津具財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、資料の 16 ページを御覧ください。

津具財産区管理会委員として、村松良二さん、佐々木一夫さん、松井友義さん、山田一成さん、村松和幸さん、高井豊さん、依田忠士さんの 7 名であります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

同意第 4 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
同意第4号の採決を行います。採決は、起立によって行います。
本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。
同意第4号は、同意することに決定しました。

議長 次に、同意第5号の質疑を行います。質疑はありますか。
(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
討論を行います。討論はありますか。
(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
同意第5号の採決を行います。採決は、起立によって行います。
本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。
同意第5号は、同意することに決定しました。

議長 次に、同意第6号の質疑を行います。質疑はありますか。
(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
討論を行います。討論はありますか。
(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
同意第6号の採決を行います。採決は、起立によって行います。
本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。
同意第6号は、同意することに決定いたしました。

議長 次に、同意第7号の質疑を行います。質疑はありますか。
(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

同意第7号の採決を行います。採決は、起立によって行います。

本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

同意第7号は、同意することに決定いたしました。

議長 日程第12、同意第8号「設楽町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 同意第8号「設楽町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を御説明しますので、資料の17ページを御覧ください。

本議案につきましては、氏原周次代表監査委員の任期が本年11月8日で満了することに伴い、新たな監査委員として、依田忠士氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

依田忠士さんの生年月日、及び住所は議案に記載するとおりでありまして、人格が高潔で長く愛知県職員として勤務され、豊かな知識と経験などすぐれた識見を有する方であります。

なお、識見を有する監査委員の任期は、同法第197条の規定により、令和7年11月9日から令和11年11月8日までの4年であります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

同意第8号の質疑を伺います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

同意第8号の採決を行います。採決は、起立によって行います。

本案に同意することに賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

同意第 8 号は、同意することに決定しました。

議長 次に、日程第 13、議案第 54 号「設楽町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 54 号「設楽町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、資料の 18 ページを御覧ください。

設楽町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

今回の改正理由につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律等の施行により、国会議員の選挙における選挙運動費用の公費負担について、物価変動等を考慮して一部費用の限度額の引上げが行われたことから、設楽町議会議員及び設楽町長の選挙運動の公費負担額についても同様の改正をする必要があるため、関係条例を整備するものであります。

施行期日は令和 7 年 10 月 1 日からであります。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせていただきます。

総務課長 概要を副町長が説明していただきましたので、まず 20 ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第 4 条第 2 号、アは、自動車借入れ契約——レンタル方式ですが、の場合、自動車使用料を 1 日につき 1 万 5,800 円から 1 万 6,100 円に改めるものです。

第 4 条第 2 号、イは、選挙運動自動車に供給した燃料の代金を 7,560 円から 7,700 円に改めるものです。

8 条は、選挙運動ビラの 1 枚当たりの作成単価を 7 円 51 銭から 8 円 38 銭に改めるものです。

第 11 条は、選挙運動ポスターの 1 枚当たりの作成単価を 525 円 6 銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 31 万 500 円を加えた金額を、選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価を 586 円 88 銭に、ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 31 万 6,250 円を加えた金額に改めるものです。

以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 54 号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第 54 号を、総務建設委員会に付託します。

議長 次に、日程第 14、議案第 55 号「設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 55 号「設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、資料の 23 ページを御覧ください。

設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

今回の改正理由につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第 7 条第 1 項に定める、共通する基準のうち、各地方公共団体情報システムに共通する基準について、共通機能標準仕様書に定める住登外者宛名番号管理機能が加わることから、改正を行うものであります。

これまで当町のシステムや業務では、それぞれに個人番号が付番されており、システムをまたぐ場合などに個人を特定できない不便な状態でありました。同一個人について、同じ住登外者宛名番号を付与するために、行政サービス申請時に提供を受けたマイナンバーと合わせることで、役場内の連携、また、他機関への情報照会が可能となることにより、よりよい行政サービスの提供が可能となるため、関係条例の改正を行うものであります。

施行期日は令和 7 年 10 月 1 日であります。

詳細につきましては、総務課長のほうから説明をさせていただきます。

総務課長 地方公共団体システムの標準化に関する法律が令和 3 年 9 月 1 日に施行され、地方公共団体は標準準拠システムの利用の義務付けがされました。

設楽町は、この標準準拠システムの移行を令和 8 年 4 月 1 日から完全移行に向けて今準備を進めておりますが、その過程で、個人番号の利用の範

困として住登外者宛名管理機能を加える必要があるための改正によるものでございます。

24 ページを御覧いただきたいと思います。

改正内容といたしましては、別表 1 から別表 3 までを次のように改めるというのですが、改正の具体的な内容といたしましては、それぞれの表の中に住登外者宛名管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって、規則に定めるものという項を加えるものでございます。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 55 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 55 号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第 55 号を、総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 15、議案第 56 号「設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 56 号「設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、資料の 43 ページを御覧ください。

設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

今回の改正理由につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、このことを受けて本条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務課長のほうから説明させていただきます。

総務課長 まず、改正の概要でございます。1 番といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う引用条項の解消。

2 つ目が、部分休業取得に際し、勤務時間の始めまたは終わりに限定して取得することとなっていたものを、勤務時間内にいつでも取得できるようにしたこと。

3 点目といたしまして、従来からの部分休業を第 1 号部分休業とし、職員が小学校就学始期に達するまでの子を養育するため、1 日に 2 時間を超えない範囲で、1 日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことを承認できるようにしたこと。

4 点目といたしまして、第 2 号部分休業を新設し、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1 年につき条例で定めた時間の範囲内で部分休業を承認することができるようにしたことが改正の概要でございます。

具体的に 47 ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第 1 条中、「第 19 条の 3 項」を「第 19 条の 6 項」に。「及び第 2 項」を「から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

第 19 条第 2 項中、「及びの勤務日ごとの勤務時間」及び、「(以下「短時間勤務職員」という。)」を削り、「除く。」の次に、「次条において同じ。」を加える。

第 20 条の見出し中、「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中、「部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年設楽町条例第 41 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条から第 5 条までに規定する勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）の始め又は終わりににおいて」を、「育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第 2 項中、「部分休業」を「第 1 項部分休業」に改め、同条第 3 項中、「部分休業」を「第 1 項部分休業」に改める。

第 20 条の次に、次の 4 条を加える。

「(第 2 号部分休業の承認)

第 20 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき当該勤務時間の時間数

(2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、

当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数」

次は、「育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間」として。

「第 20 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする」

次、「育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間」。

「第 20 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

(育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情)

第 20 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする」。

第 21 条第 1 項中、「除く。）が」の次に、「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する」を加える。

第 22 条中、「第 13 条の規定は、部分休業について準用する」を、「育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする」に改める。

この条例は令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 57 号の質疑を行います。質疑はありますか。

8 田中 ただいま総務課長から育児休業の新しい取り方について、条文に基づいて説明をしていただきましたが、端的に言いまして、どういうふうになるのか。例えば町職員の A さんがおると。その人を例にして、どんなふうになるか、端的に説明してください。

総務課長 先ほど概要をちょっと説明させていただきましたが、まず一つは、部分休業の取得に際しまして、勤務時間の始め、または終わりに、今まででは限定されて取得できていたものが、それが勤務時間内、終わりと始めをくっつけなくても取得できるようにしたこと。

それから、従来からの部分休業、第 1 号部分休業として、職員が小学就学の始期に達するまでの子を養育するため、1 日 2 時間を超えない範囲で 1 日の勤務時間の全部または一部について、勤務しないことを承認できるようにしたこと。

それから、2 号部分休業を新しく設けまして、職員が小学就学の始期に達するまでの子を養育するため、1 年につき条例で定めた時間の範囲内で部分休業を承認することができるようにしたことが主な改正の概要でございます。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 5 6 号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第 5 6 号を、総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 16、議案第 5 7 号「設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 5 7 号「設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、資料の 51 ページを御覧ください。

設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

今回の改正理由につきましては、働き方改革の一環として、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、この年齢に応じた柔軟な働き方を実現することを目的として、妊娠、出産等についての申出をした職員等への意向配慮等を規定するため、現行条例の一部を改正するものであります。

なお、施行日は令和 7 年 10 月 1 日からであります。

詳細につきましては、総務課長のほうから説明をさせていただきます。

総務課長 それでは、改正の概要から説明させていただきます。

1 点目は、先ほどと同様、条例改正に伴う条項ずれの解消でございます。

2 点目といたしましては、職員の育児休業等に関する条例第 23 条第 1 項

に規定する妊娠出産等について届出のあった場合の措置として、新たに申出のあった職員に対し、仕事と育児が両立できるための支援の一環として、条例で定めるとおり意向確認を行うようにしたこと、この意向確認をしたことが新たなことでございます。

それから、3歳に満たない子を養育する職員に対しても、同様の措置を講ずるよう条例で定めるとおり意向確認を行うようにしたことが、主な改正の概要でございます。

それでは、55ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第15号1項中、「第17条の2」を「第17条の3」に改める。

「第17条3」を「第17条4」とする。

第17条の2、第1項中、「申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第17条3とする。

第17条の次に、次の1条を加える。

「(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)」として。

「第17条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例(平成17年条例第42号)第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置」

2項として。

「任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置」

３項。

「任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない」

附則として、「この条例は令和７年１０月１日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する」ということで。

「(経過措置)」として、第２条、「任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第１９条の２第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす」以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第５７号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第５７号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第５７号を、総務建設委員会に付託します。

議長 次に、日程第１７、議案第５８号「設楽町火入れに関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第５８号「設楽町火入れに関する条例の一部を改正する条例について」、御説明しますので、資料の５８ページを御覧ください。

設楽町火入れに関する条例の一部の改正につきましては、地方自治法第９６条第１項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

今回の改正理由につきましては、昨年度から全国において大規模な林野火災が立て続けに発生していることから、林野火災に対する国民の関心が高まっている状況があります。

愛知県におかれましても、各市町村の火入れに関する条例及び規則につ

いてどのように規定されているのか、県民からの問合せを受けている旨の報告が愛知県よりありました。

そして、愛知県からの県下各市町村に対する火入れに関する条例等の制定見直しの指示を受け、設楽町の関係条例を精査し、関連する現行制度に合致するように、各条文の文言の整理等を行うものであります。

詳細につきましては、産業課長のほうから説明をさせていただきます。

産業課長 はい、私のほうから、改正理由等について御説明いたします。

火入れに関する条例、第 14 条で火入れの中止を規定しています。

中止の基準ですね。異常乾燥注意報というものがありますが、それについては昭和 63 年の 4 月から呼び名が変更されていまして。また、気象における注意報は気象庁が発表し、火災警報は消防法の規定によって、市町村長が発令するということから、それぞれの規定に基づいて、該当箇所の一部を改正するものであります。

先ほど副町長が説明したとおり、愛知県からの事務連絡などで、長年改正されていなかったことが発覚いたしました。大変申し訳ございません。

それでは、改正内容を説明しますので、資料の 62 ページの新旧対照表を御覧ください。

第 14 条の第 1 項と第 2 項の、それぞれ「異常乾燥注意報」というものを「乾燥注意報」に改めるとともに、その気象注意報の「発令」を、「発表」のように改めるものです。

また、この改正に合わせまして、様式第 1、火入れ許可申請書、それから、様式第 2、火入れ許可証とそれぞれの押印欄と、様式第 1 の中にあります、火入れ従事者欄に男女別人数を記載するところがありますが、そこを削除する様式の全面改正を併せて行うものであります。

なお、施行日は公布の日からいたします。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 58 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 58 号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第 58 号を、総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 18、議案第 59 号「設楽町下請等共同作業所条例の廃止について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 59 号「設楽町下請等共同作業所条例の廃止について」を説明しますので、資料の 65 ページを御覧ください。

設楽町下請等共同作業所条例の廃止については、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

廃止理由につきましては、地主との調整がまとまり、令和 6 年度の 9 月補正にて予算を認めていただいた、名倉地区にありました下請共同作業所取壊し工事について、令和 6 年度末で工事が完了いたしましたので、当作業所に関係する設楽町下請等共同作業所条例及び設楽町下請等共同作業所管理規程を廃止するものであります。

本来であれば、取壊し工事完了後、速やかに条例等の廃止について議会に諮るべきものですが、時期が遅くなり、大変申し訳ございませんでした。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 59 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 59 号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第 59 号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 19、議案第 60 号「令和 7 年度設楽町一般会計補正予算（第 3 号）」から日程第 27、議案第 68 号「令和 7 年度設楽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 60 号「令和 7 年度設楽町一般会計補正予算（第 3 号）」から議案第 68 号「令和 7 年度設楽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」まで、一括で説明させていただきます。

最初に、議案第 60 号「令和 7 年度設楽町一般会計補正予算（第 3 号）」について説明しますので、資料の 67 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 1 億 584 万 9,000 円を追加し、予算総額を 67 億 7,685 万 2,000 円とするものであります。

第2条の、地方債の補正について、71 ページを御覧ください。

第2表地方債補正に記載する過疎対策事業債2件、及び関連する一般単独事業債1件。そして、脱炭素化推進事業債1件につきましては、最初に、北設広域事務組合負担金（民間移行事業）につきましては、北設情報ネットワーク関連事業で、当初は、この表の3段目の一般単独事業債（地域活性化事業債）を予定しておりましたが、有利な過疎債の借入れの目途が立ったため、一般単独事業債3,470万円の借入れを中止し、表1段目記載のように、3,860万円を借り入れする補正であります。

次の、農業集落排水施設更新事業につきましては、名倉地区の中継ポンプ更新と、マンホール改修工事に係る費用の財源を見直した結果、企業債から有利な過疎債に一部を変更し、1,460万円を借り入れする補正であります。

次の、脱炭素化推進事業債は、本庁舎等の照明LED化改修事業につきまして、一般照明用蛍光灯が2027年をもって製産が終了となることに伴い、LED化する必要があり、脱炭素化推進事業債270万円を借り入れて整備するものであります。

今回の補正予算の主な内容は、人件費の補正を始め、財産管理費、徴税総務費、やすらぎの里費、新型コロナウイルス予防費、簡易水道事業会計の繰出金、下水道事業会計の繰出金、観光費、道路維持費、消防費、災害復旧費、積立金などが主な補正内容であります。

なお、人件費の補正につきましては、4月の職員人事異動に伴う増減が主な給与関連補正でありますので、詳細な説明は省略させていただきます。

なお、人件費の補正につきましては、今年度も8月7日に人事院は国会及び内閣に対し勧告を行いました。今後は、例年同様、人事院からの給与改定勧告に基づき、臨時国会で給与法案が結審され次第、所要の条例改正及び給与に係る補正予算を上程させていただきますので、御承知置きいただきますよう、よろしくお願いいたします。

ちなみに、民間給与の状況を反映して、本年度も高水準のベースアップが見込まれるようであります。

それでは、主だった内容について、歳出より説明させていただきますので、84、85 ページを御覧ください。

2款総務費、1項2目財産管理費、14節工事請負費302万4,000円は、地方債の補正で説明したとおり、一般照明用蛍光灯が2027年をもって生産が終了となることに伴い、本庁舎等の照明LED化改修事業を行う補正であります。

4目自治振興費、14節工事請負費86万4,000円は、令和6年度に申請を

受けた、防犯灯の各地区設置要望の補正です。ちなみに、整備地区は栄町、沖駒区、豊邦区、大平区、田峯区であります。

86、87 ページを御覧ください。

10 目情報通信基盤整備費については、地方債の補正で説明したとおり、当初は一般単独事業債（地域活性化事業債）を予定しておりましたが、過疎債の借入目途がついたために財源更正をする補正であります。

11 目津具総合支所費の 10 節需用費 144 万 6,000 円は、支所の冷暖房用吸収式冷温発生機部品の故障で冷暖房が使用できないため修繕を行う補正と、津具基幹集落センターの雨漏り等の修繕を行う補正であります。

2 項 1 目徴税総務費につきましては、先日の議会全員協議会で説明させていただいた、ふるさと納税の寄附予定額の増加に伴う補正です。

7 節報償費 1,020 万円は、返礼品の増加補正。

11 節役務費 732 万 5,000 円は、返礼品の送料や代理手数料及びポータルサイト手数料の補正であります。

12 節委託料 78 万円は、事務委託をしている業者への委託料の補正であります。

88、89 ページを御覧ください。

2 目賦課徴収費、10 節需用費 18 万 5,000 円は、納税通知用の窓あき封筒の在庫不足による購入費用の補正であります。

90、91 ページを御覧ください。

5 目やすらぎの里費、14 節工事請負費 654 万 1,000 円は、経年劣化による電話機 10 台、子機 3 台とアンテナの交換工事。また、30 年以上経過した地下タンク液面計に不具合が生じ、頻繁に警報が鳴るため取替工事を行うこと、そして、トイレ管理に支障が生じているため外部污水管と給水管改修工事を行う補正であります。

7 目国民健康保険費、27 節繰出金 47 万 2,000 円につきましては、国民健康保険特別会計のところで説明させていただきます。

92、93 ページを御覧ください。

2 項 2 目保育園費、14 節工事請負費 13 万 4,000 円は、6 月議会の文教厚生委員会で視察を行って意見を頂きました、田口・清嶺保育園の駐車場利用者の円滑な登園、降園を確保するため、関係者以外の駐車をお断りする看板の設置費用であります。

96、97 ページを御覧ください。

4 款衛生費、1 項 2 目予防費については、新型コロナウイルス予防接種を行うための補正です。

1 節報酬は、看護師、保健師、事務員などのスタッフの報酬です。

7 節報償費は、医師への謝礼。

10 節需用費は、予診票用紙や接種案内用窓あき封筒、ワクチンの購入。

11 節役務費は、医療廃棄物の手数料等。

12 節委託料は、町内医療機関や近隣の静巖堂医院ですとか宮本医院、その他、県内医療機関への予防接種委託であります。

13 節使用料及び賃借料は、救急対応マットレスリースであります。

18 節負担金、補助及び交付金は、県外や愛知県広域予防接種協力医療機関以外で接種した場合の接種費用の2分の1を償還払いする補正であります。

3 目つぐ診療所費、27 節繰出金 4 万円につきましては、つぐ診療所特別会計のところで説明をさせていただきます。

98、99 ページを御覧ください。

6 目簡易水道費、27 節繰出金 320 万 8,000 円につきましても、簡易水道事業会計のところで説明させていただきます。

100 ページ、101 ページを御覧ください。

5 款農林水産業費、1 項 4 目農業集落排水費、27 節繰出金につきましても、下水道事業会計のところで説明をさせていただきます。

2 項 2 目林業振興費については、愛知県緑化推進委員会からの助成金により、財源更正を行う補正であります。

102、103 ページを御覧ください。

6 款商工費、1 項 2 目観光費、12 節委託料 312 万 4,000 円は、ふるさと納税寄附増加に伴う、コンサルティングへの委託料の補正であります。

104、105 ページを御覧ください。

7 款土木費、1 項 1 目土木総務費、11 節役務費 10 万円は、現場で活用する、タブレット使用料の補正であります。

12 節委託料 3 万 9,000 円は、土木CADシステムの保守委託の補正であります。

17 節備品購入費 29 万 6,000 円は、土木CAD用パソコンが5年以上経過し、経年劣化に伴うパソコンの更新の補正であります。

2 項 2 目道路維持費、14 節工事請負費 500 万円は、清水地区の町道清水中央線の路面、路盤が湧水等により車両通行が困難な状況となっており、至急修繕する必用が生じたため補正するものであります。

106、107 ページを御覧ください。

5 項 1 目公共下水道費、27 節繰出金につきましても、下水道事業会計のところで説明をさせていただきます。

108、109 ページを御覧ください。

8 款消防費、1 項 1 目常備消防費、10 節需用費 274 万 5,000 円は、新城消防署設楽分署の仮眠室空調機器の故障に伴う更新工事として、室内機 6 台、室外機 3 台を更新する補正であります。

2 目非常備消防費、10 節需用費 20 万 5,000 円は、消防団訓練服の購入費用であります。

3 目消防施設費、10 節需用費 66 万円は、貝津田地区内の防火水槽の金網部分の修繕を行うことと、南区地内の防災行政無線、屋外子局の修繕を行う補正であります。

14 節工事請負費 100 万円は、私有地に設置させていただいていた消火栓が、地主の都合により移転が必要となったため移設工事を行う補正であります。

4 目災害対策費、11 節役務費 2 万 7,000 円は、災害時に利用する衛星携帯電話使用料について、10 月 1 日より料金改正が行われることに伴う補正であります。

112、113 ページを御覧ください。

9 款教育費、4 項 5 目町民図書館費、13 節使用料及び賃借料 7 万 5,000 円は、町民図書館及びつぐグリーンプラザ図書館で貸出管理用パソコンに不具合が経年劣化により生じているため、新たにパソコンのリース契約をする補正であります。

5 項 2 目社会体育施設管理費、10 節需用費 34 万 1,000 円は、名倉プールの漏水修繕として排水管系統の止水バルブを修繕する補正であります。

3 目学校給食調理場費、13 節使用料及び賃借料 1 万 7,000 円、及び 18 節負担金、補助及び交付金 6 万 6,000 円は、田口共同調理場インターネット回線が ADSL を利用しているため、2026 年 1 月のサービス終了に伴い、北設広域事務組合のインターネットに改めて加入するための補正であります。

114、115 ページを御覧ください。

4 目つぐグリーンプラザ費、10 節需用費 82 万 7,000 円は、つぐグリーンプラザにおける、プール屋根天井修繕です。屋根清掃工事と、2 階機械室の給湯配管修繕の 2 箇所の修繕補正をするものであります。

10 款災害復旧費、1 項 1 目農地災害復旧費、14 節工事請負費 220 万 1,000 円は、7 月 17 日の大雨により豊邦、桑平地内の畑の法面が崩壊したことに伴い、復旧工事を行う補正であります。

12 款諸支出金、1 項 1 目積立金、24 節積立金 6,000 万円は、ふるさと寄附金基金一般積立金について、ふるさと納税の実績に伴う、寄附予定者の増加による、3,400 万円の補正です。公共施設等総合管理基金一般積立金に

については、当初予算繰越金、6,500万円の超過分、2,600万円の積立ての補正であります。

続きまして、歳入の補正予算に関する説明をしますので、76、77 ページを御覧ください。

11 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税、1 節地方交付税 5,006 万 4,000 円は、普通交付税の交付額が確定したため、当初予算との差額を増額する補正であります。

13 款分担金及び負担金、1 項 2 目災害復旧事業費分担金、1 節農地等災害復旧事業費分担金 21 万 9,000 円は、農地災害復旧事業実施に伴う、地元負担金、10%の補正であります。

18 款寄附金、1 項 1 目一般寄附金、1 節ふるさと寄附金 3,400 万円は、ふるさと納税寄付者見込みの増加に伴う補正であります。

19 款繰入金、1 項 1 目特別会計繰入金、5 節国民健康保険特別会計繰入金 2 万 2,000 円は、子ども・子育て支援金制度に関する周知、広報費用に関する国保特会の負担分の計上であります。

78、79 ページを御覧ください。

19 款繰入金、2 項 2 目財政調整基金繰入金、1 節財政調整基金繰入金 2,822 万 7,000 円の減額は、普通交付税の増額等に伴い、財政調整基金を減額する補正であります。

20 款繰越金、1 項 1 目繰越金、1 節繰越金 2,600 万円の増額は、令和 6 年度予算から令和 7 年度予算への繰越金を計上するものです。

21 款諸収入、4 項 4 目雑入、15 節予防費収入 140 万 4,000 円は、新型コロナウイルス予防接種実施に伴う、自己負担額の計上であります。

16 節林業振興費収入 15 万円は、愛知県緑化推進委員からのしたら林業体験開催費用の助成であります。

21 節事務局費収入 101 万 7,000 円は、昨年の議会全員協議会で説明した、外国語指導助手派遣業務過年度返還金として、NPO 法人グローバル教育推進機構に返還要求するものであります。

22 款町債、1 項 1 目総務債、1 節総務管理債 3,860 万円は、地方債の補正で説明したとおり、北設広域事務組合負担金（民間移行事業）につきましては、北設情報ネットワーク関連事業で、一般単独事業債から過疎債の借入れに変更した、3,860 万円の借入補正であります。

80 ページ、81 ページを御覧ください。

2 目農林水産業債、1 節農業債 1,460 万円についても、地方債の補正で説明したとおり、農業集落排水施設の更新事業につきまして、企業債から過疎債に変更して、1,460 万円を借り入れする補正であります。

4 項 2 目地域活性化事業債、1 節総債 3,470 万円の減額は、北設広域事務組合の起債借入れを変更したものであります。

11 項 1 目脱炭素化推進事業債、1 節脱炭素化推進事業債 270 万円については、地方債の補正で説明したとおり、役場の L E D 化を行うために借入れをする補正であります。

続いて、議案第 6 1 号「令和 7 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」についてを説明しますので、資料の 120 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 157 万 2,000 円を追加し、予算総額を 4 億 9,443 万円とするものであります。

歳出より説明しますので、資料の 132、133 ページをお開きください。なお、人件費の補正につきましては、一般会計同様に 4 月の職員人事異動に伴う補正が主でありますので、詳細な説明は省略させていただきます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、27 節繰出金 2 万 2,000 円は、子ども・子育て支援金制度に関する周知、広報費用の、国保特会の負担分として一般会計に繰り出す補正であります。

2 項 1 目賦課徴収費、10 節需用費 4 万 2,000 円は、10 月のシステム標準化に伴う帳票の更新があるため、一部帳票を新規購入する補正であります。

12 節委託料 107 万 8,000 円は、少子化対策に収益を有する全世帯、子育て世帯を支える新しい分かち合い、連携の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出される、子ども・子育て支援金制度が、令和 8 年度より創設されることとなりました。このため、市町村は国民健康保険及び後期高齢者医療保険のシステム改修が必要となったための補正であります。

続きまして、歳入について説明しますので、128、129 ページを御覧ください。

1 款国民健康保険料、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険料、1 節現年度医療給付費分 500 万 7,000 円の減額、及び、2 節現年度後期高齢者支援金分 161 万 4,000 円の減額、3 節現年度介護保険納付金分については、いずれも、基金を活用した保険料率の見直しを行った事に伴う減額補正であります。

4 款国庫支出金、1 項 5 目子ども・子育て支援金事業費補助金、1 節子ども・子育て支援金支援事業費補助金 110 万円は、子ども・子育て支援金制度に係る、各種事業に対する国庫補助、100%の補正であります。

6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、3 節職員給与等繰入金 47 万 2,000 円は、人件費の補正に伴う一般会計からの繰入れであります。

2 項 1 目基金繰入金、1 節基金繰入金 715 万 3,000 円は、基金を活用した保険料率の見直しを行ったことに伴う基金取崩しの補正であります。

次に、議案第 6 2 号「令和 7 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）」についてを説明しますので、137 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 59 万 4,000 円を追加し、予算総額を 2 億 4,127 万 3,000 円とするものであります。

歳出より説明しますので、146、147 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、12 節委託料 59 万 4,000 円は、国保特会でも説明した委託同様に、子ども・子育て支援金制度が、令和 8 年度より創設されることとなったため、必要なシステム改修を行う補正であります。

続きまして、歳入を説明しますので、144、145 ページをお開きください。

6 款国庫支出金、1 項 1 目国庫補助金、1 節一般管理費補助金 59 万 4,000 円は、子ども・子育て支援金制度に伴い、システム改修を行う費用について、国庫補助 100%を受ける補正であります。

次に、議案第 6 3 号「令和 7 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 1 号）」についてを説明しますので、148 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 4 万円を追加し、予算総額を 8,775 万円とするものであります。

それでは、歳出より説明しますので、158、159 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、4 万円は、人件費の補正であります。

歳入を説明しますので、156、157 ページをお開きください。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、1 節一般会計繰入金 4 万円は、歳出で説明した財源を一般会計から繰り入れる補正であります。

次に、議案第 6 4 号「令和 7 年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第 1 号）」についてを説明しますので、資料の 162 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の増減はありませんが、総額を 343 万 2,000 円とするものであります。

歳出に関する補正はありません。

歳入について、166、167 ページを御覧ください。

2 款繰入金、1 項 1 目財政調整基金繰入金、1 節財政調整基金繰入金 42 万円の減額は、令和 6 年度からの繰越金に伴う財源調整です。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金、1 節繰越金 42 万円は、令和 6 年度からの繰越金であります。

次に、議案第 6 5 号「令和 7 年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算（第 1 号）」についてを説明しますので、168 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出の予算の増減はありません。総額を 31 万

2,000 円とするものであります。

歳入について説明しますので、172、173 ページを御覧ください。

2 款繰入金、1 項 1 目財政調整基金繰入金、1 節財政調整基金繰入金 27 万 1,000 円の減額は、令和 6 年度からの繰越金に伴う財源調整であります。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金、1 節繰越金 27 万 1,000 円は、令和 6 年度からの繰越金であります。

次に、議案第 66 号「令和 7 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）」についてを説明しますので、174 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれに 54 万 5,000 円を追加して、予算総額を 200 万 5,000 円とするものであります。

歳出を説明しますので、184、185 ページを御覧ください。

2 款財産区事業費、1 項 1 目財産区事業費、24 節積立金 49 万 1,000 円は、決算による実質収支額の確定により、積立金 49 万 1,000 円を積立する補正であります。

26 節公課費 5 万 4,000 円は、インボイス事業者登録に伴う、前年度立木売払いなどの収入分の消費税に係る補正であります。

歳入を説明しますので、182、183 ページを御覧ください。

2 款繰入金、1 項 1 目財政調整基金繰入金、1 節一般繰入金 27 万 8,000 円の減額は、財入歳出の財源調整であります。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金、1 節財産区繰越金 82 万 3,000 円は、実質収支額の確定により繰越金として追加する補正であります。

次に、議案第 67 号「令和 7 年度設楽町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」についてを説明しますので、186 ページを御覧ください。

まずは、議案書の第 1 条は、総則であります。

第 2 条は、資本的収入及び支出についてです。今回の補正額は、人件費に係る、320 万 8,000 円の補正であります。

第 3 条は、議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費についてです。第 2 条で説明したとおり、職員の給与等に係る補正額は、320 万 8,000 円であります。

第 4 条は、他会計からの補助金についてです。第 2 条、3 条同様に職員の給与等に係る補正額は、320 万 8,000 円を、一般会計より補助金としての追加を補正するものであります。

189 ページ以降には、キャッシュ・フロー計算書なども添付してありますので、こちらも御参照ください。

次に、資本的収入及び支出の詳細内容について説明しますので、197、198 ページの補正予算実施計画明細書を御覧ください。

収入についてですが、1 款資本的収入、3 項 1 目他会計補助金として、320 万 8,000 円を一般会計より補助を受けるものであります。

支出についてですが、1 款資本的支出、1 項 2 目配水及び給水施設費として、320 万 8,000 円を、給料 2 名分、各手当、法定福利費、それぞれ補正するものであります。

次に、議案第 6 8 号「令和 7 年度設楽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」についてを説明しますので、資料の 199 ページを御覧ください。

まず、議案書の第 1 条は、総則であります。

第 2 条は、収益的収入及び支出についてです。今回の補正額は、主に人件費に係る補正であります。収入が 205 万円、支出が 231 万円でございます。

第 3 条は、一般会計補正、地方債の補正、農業集落排水施設更新事業のところで説明させていただいたとおり、当初予算の企業債から、過疎債に一部変更し、1,460 万円を借入れする補正であります。

第 4 条は、予算第 5 条に定めた企業債の限度額を、次のとおりとする補正であります。第 3 条で説明したとおり、企業債の借入れを変更したことに伴う、企業債の限度額の補助金であります。

203 ページ以降には、キャッシュ・フロー計算書なども添付してありますので、こちらも御参照ください。

次に、資本的収入及び支出の詳細内容について説明しますので、213 ページから 215 ページの補正予算実施計画明細書を御覧ください。

まず、収益的収入及び支出の収入についてですが、1 款下水道事業収入、2 項 2 目他会計補助金として、205 万円を一般会計より補助を受けるものであります。

支出についてですが、1 款下水道事業支出、1 項 3 目総係費として、231 万円を、給料 3 名分、各手当、法定福利費、負担金、それぞれ補正するものであります。

次に、資本的収入及び支出の収入についてですが、1 款資本的収入、2 項 1 目他会計補助金、及び 4 項 1 目建設改良費等の財源に充てるための企業債について、地方債の補正、農業集落排水施設更新事業のところで説明させていただいたとおり、当初予算の企業債から過疎債に一部変更し、1,460 万円を借入れする補正であります。

説明については以上であります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 10 時 50 分まで休憩いたします。

休憩 午前 10 時 38 分

再開 午後 10 時 50 分

議長 休憩に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明が終わりました。

日程第 19、議案第 60 号から日程第 27、議案第 68 号までの質疑を行います。

質疑は 1 件ごとに行います。

議案第 60 号「令和 7 年度設楽町一般会計補正予算（第 3 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 60 号は、所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 60 号を所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 61 号「令和 7 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

議案第 61 号を文教厚生委員会に付託することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 61 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 次に、議案第 62 号「令和 7 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 62 号を文教厚生委員会に付託することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 62 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第63号「令和7年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第1号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

議案第63号を文教厚生委員会に付託することに御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第63号を文教厚生委員会に付託します。

議長 次に、議案第64号「令和7年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第1号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

議案第64号を総務建設委員会に付託することに御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第64号を総務建設委員会に付託します。

議長 次に、議案第65号「令和7年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算（第1号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

議案第65号を総務建設委員会に付託することに御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第65号を総務建設委員会に付託します。

議長 次に、議案第66号「令和7年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第1号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

議案第66号を総務建設委員会に付託することに御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第66号を総務建設委員会に付託します。

議長 次に、議案第 6 7 号「令和 7 年度設楽町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 6 7 号を文教厚生委員会に付託することに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 6 7 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 次に、議案第 6 8 号「令和 7 年度設楽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 6 8 号を文教厚生委員会に付託することに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 6 8 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第 28、認定第 1 号「令和 6 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第 38、認定第 1 1 号「令和 6 年度設楽町下水道会計決算の認定について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

なお、すでに決算書が配布されており、議員各位におかれましては十分に精査されていると思いますので、要点を簡素に説明お願いいたします。

副町長 それでは、認定第 1 号「令和 6 年度設楽町一般会計」から、認定第 11 号「令和 6 年度設楽町下水道事業会計」までの歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項、及び第 5 項、更に、地方公営企業法第 3 0 条により、監査委員の意見書、決算成果報告書を提出して、議会の認定に付するものであります。

なお、概要につきましては、一括で説明しますので、認定議案の朗読は省略させていただきます。

また、決算内容の詳細につきましては、後で設置される予定の決算特別委員会において、担当課長から、それぞれ詳しく説明すると共に、決算成果報告書に主要な事業についての報告を記載していますので、私からは、

歳入、歳出の概要について款別に特徴的な内容について説明のみとさせていただきます。

初めに、認定第1号「令和6年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」を説明しますので、議案資料の217ページをお開きいただき、決算書は9ページ、10ページの、実質収支に関する調書を御覧ください。

一般会計は、歳入総額62億618万8,616円、歳出総額60億5,404万1,208円で、歳入歳出差引額は、1億5,214万7,408円であります。

なお、翌年度への繰越財源として、繰越明許費繰越額を除いた実質収支額は、9,100万408円であります。

その下、財産に関する調書の1公有財産、(1)土地及び建物の、表の土地(地積)を御覧ください。土地面積が162.94平米増えております。

右横、(2)建物、非木造を御覧ください。下請共同作業所を廃止し、取り壊したため、面積が638.89平米減少しております。

その下、(2)山林ですが、面積が633.282平米増え、立木の推定蓄積量も通常の成長分を含め1,812立米増えております。

決算書11、12ページを御覧ください。

物品は、今年度購入、廃棄しました50万円以上の備品について追加しております。

決算書13、14ページを御覧ください。

基金につきましては、財政調整基金の取崩しがありませんでしたが昨年新設した交通安全施策推進基金を250万円取崩しを行い、事業に充てました。今後も計画的に取り崩して施工していきたいと思っております。

基金全体で、2,244万7,000円取崩しを行いました。令和6年度末現在高は、4,082万円3,356円増え、37億566万3,133円となっております。

それでは、一般会計の歳入を説明しますので、決算書15、16ページをお開きいただきたいと思います。

令和5年度と比較して差額の大きいものを中心に説明をさせていただきます。

1款町税ですが、町民税が定額減税の影響もあり、1,845万92円の減額。その他の固定資産税、軽自動車税は微増。たばこ税で減額となり、全体で1,690万6,061円の減となっております。

10款地方特例交付金は、町民税の定額減税による減収補填もあり、1,611万4,000円の増となりました。

11款地方交付税は、普通交付税の算定において、人口減少の影響による減額はありましたが、過疎対策事業の償還額の増額が大きく影響し、対前年比1億2,501万3,000円の増であります。

決算書 17、18 ページをお開きください。

15 款国庫支出金は、国庫負担金のうち新型コロナウイルス健康被害給付金が 4,447 万 4,720 円の新規増。国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金が 1,227 万 7,000 円増え、6,251 万 5,858 円の増となりました。

16 款県支出金については、下水道事業に係る水源地域整備事業が増、林道開設事業の減額はありましたが、9,796 万 5,961 円の増であります。

19 款繰入金については、令和 5 年度にあった財政調整基金と地域福祉基金からの繰入れがありませんでしたので、1 億 9,030 万 207 円の減であります。

21 款諸収入であります、豊川水源基金助成金の減により、1,930 万 9,402 円の減であります。

続きまして、歳出の概要について款別に特徴を簡潔に説明しますので、決算書 21、22 ページをお開きください。

1 款議会費は、6,536 万 5,685 円で歳出総額の 1.1%を占め、対前年比 174 万 6,010 円の増です。

2 款総務費は、9 億 5,925 万 5,043 円で歳出総額の 15.8%を占め、対前年比 8,384 万 6,393 円の増です。

主な増減は、落雷により庁舎の修繕や仮設の非常用発電機の設置による借上料が増となり、また、国のシステム標準化に対応するため住民情報システム改修委託などを実施したことにより増加しております。

3 款民生費は、11 億 3,970 万 4,252 円で歳出総額の 18.8%を占め、対前年比 5,246 万 2,237 円の増であります。

主な増加要因は、令和 5 年度よりもやすらぎの里大規模改修工事と監理業務委託併せて 4,896 万 3,700 円増加したことや、非課税世帯への支援給付金など、物価高騰対応重点支援事業で 1,555 万 4,419 円増加しているものであります。

4 款衛生費は、6 億 9,981 万 8,939 円で歳出総額の 11.6%を占め、対前年比 1 億 3,321 万 1,105 円の増であります。

主な増加要因は、予防接種健康被害給付金が 4,474 万 4,720 円新規増、田口公共下水道に伴う水道工事などにより簡易水道事業会計への繰出金が 7,818 万 550 円増えたことなどによるものです。

5 款農林水産業費は、6 億 3,376 万 6,243 円で歳出総額の 10.5%を占め、対前年比 2,153 万 3,263 円の増であります。

主な増加要因は、下水道事業会計——農業集落配水施設を含めておりますが、この繰出金が 2,878 万 8,040 円増加していることによるものであり

ます。

6 款商工費は、2 億 2,365 万 4,695 円で歳出総額の 3.7%を占め、対前年比 1,709 万 1,126,000 円の増であります。

主な増加要因は、令和 5 年度よりプレミアム付商品券関連事業委託が 1,697 万 3,000 円減となりましたが、下請共同作業所の取壊工事が 3,201 万増加していることによるものであります。

7 款土木費は、8 億 6,605 万 3,756 円で歳出総額の 14.3%を占め、対前年比 2 億 542 万 4,682 円の増であります。

主な増減要因は、令和 8 年度の事業完了に向け、田口公共下水道事業が増加したことに伴い、公共下水道事業会計への繰出金が 2 億 2,976 万 7,293 円増えたことによるものであります。また、町道等改良工事が 1,799 万 5,300 円の減となっております。

8 款消防費は、3 億 3,750 万 6,775 円で歳出総額の 5.6%を占め、対前年比 934 万 2,513 円の増であります。

主な増加要因は、常備消防施設一般修繕が 613 万 4,700 円の増や新城市消防本部広域消防事務負担金が 1,486 万 1,516 円増加したことによるものであります。

決算書 23、24 ページを御覧ください。

9 款教育費は、4 億 3,783 万 2,746 円で歳出総額の 7.2%を占め、対前年比 8,757 万 2,820 円の減であります。

主な減少要因は、令和 5 年度にあった田口小学校給排水管更新事業の 6,236 万 8,540 円がなくなったことによるものであります。

10 款災害復旧費は、4,042 万 2,325 円で歳出総額の 0.7%を占めております。対前年比 1 億 2,020 万 3,987 円の減であります。

主な減少原因は、令和 5 年度にあった豪雨による農地や道路などの災害復旧事業が少なくなったことによりますが、一部令和 6 年度に繰越実施しております。

11 款公債費は、6 億 1,461 万 2,931 円で歳出総額の 10.2%を占め、対前年比 4,980 万 6,120 円の増であります

なお、標準財政規模に対する公債費の比率をみる実質公債費率につきましては、直近 3 か年の単年度比率の平均を参照して、令和 6 年度単年度は 7.96%で、直近 3 か年の平均は 7.7%となっております。

12 款諸支出金は、3,643 万 7,818 円で歳出総額の 0.6%を占めております。対前年比 1,060 万 3,419 円の増であります。

主な増加要因は、企業版ふるさと納税を 440 万円。後年度発生する臨時財政対策債の償還費用として減債基金へ 360 万 4,000 円を積み立てること

によるものです。

続きまして、各特別会計の決算概要について説明しますので、再度、決算書 1 ページ、2 ページをお開きください。8 つの特別会計になります。

決算書 215 ページを御覧ください。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入歳出とも同額の総額 5 億 3,784 万 3,637 円で、対前年比 3,961 万 7,522 円の減であります。

主な減少要因は、令和 5 年度にあった国民健康保険運営基金への積立金 5,400 万円がなくなったことによるものです。

決算書 236 ページを御覧ください。

後期高齢者医療保険特別会計につきましては、歳入歳出とも同額の総額 2 億 3,744 万 8,056 円で、対前年比 2,795 万 7,700 円の増です。

主な増加要因は、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に取り組を行い、1,007 万 5,239 円増となったものであります。

決算書 249 ページを御覧ください。

町営バス特別会計につきましては、歳入歳出総額とも同額の 4,940 万 4,006 円で、対前年比、939 万 307 円の増です。

主な増加要因は、バスの老朽化による修繕費の増加や人件費、物価高による燃料費等が値上がり、町営バス運行委託が 676 万 5,739 円増となったものであります。

決算書 258 ページを御覧ください。

つぐ診療所特別会計につきましては、歳入歳出総額とも同額の 7,702 万 4,000 円で、対前年比 195 万 1,478 円の増です。

主な増加要因は、自家発電設備修繕費が 110 万円増加したことによるものであります。

田口、段嶺、名倉、津具の各財産区特別会計の決算状況につきましては、決算書 273 ページからとなりますが、それぞれ財産を適正な管理運営に努めましたので、本日は、決算書を御覧いただくことで説明は省略させていただきます。

なお、8 特別会計全体は、歳出総額 9 億 1,479 万 2,734 円で、対前年比 193 万 7,707 円の減であります。

次に、企業会計についてです。企業会計に移行し、2 年目の決算となります。

別冊の設楽町企業会計決算書、6 ページ、7 ページを御覧ください。

簡易水道事業会計につきましては、収益的収支は、収入総額 4 億 9,231 万 7,761 円、支出総額 4 億 7,642 万 8,122 円、消費税相当額を除く当年度純利益は 199 万 7,255 円です。

めくっていただき 8 ページ、9 ページを御覧ください。

資本的収支は、収入総額 4 億 8,452 万 4,065 円、支出総額 5 億 6,716 万 2,440 円、資本的収入額が資本的支出に不足する額 8,263 万 8,735 円は、引継金で全額補てんしております。

46、47 ページを御覧ください。

下水道事業会計につきましては、特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業を 1 つの会計で処理するようになっております。

収益的収支は、収入総額 4 億 1,407 万 4,149 円、支出総額 3 億 6,993 万 6,902 円で、消費税相当額を除く当年度純利益は 3,812 万 7,773 円です。

48、49 ページを御覧ください。

資本的収支は、収入総額 5 億 5,600 万 8,783 円、支出総額 6 億 2,511 万 441 円、資本的収入額が資本的支出に不足する額 6,910 万 1,658 円は、引継金で全額補てんしております。

最後に、昨年引き続き、一般会計及び特別会計につきましては、地方自治法第 233 条第 5 項に規定する主な施策を説明する資料として、決算成果報告書を作成し、提出しております。

企業会計については、地方公営企業法第 30 条第 6 項に規定する事業報告書を決算書と合わせて作成しております。事業概要につきましては、決算成果報告書にも掲載しております。

本町では、迅速に情勢の変化に対応し、効果的かつ効率的な行財政運営を推進するため、予算編成と決算を連動させた予算決算マネジメントを推進しております。

決算成果報告書は、主に、このマネジメント推進の P D C A サイクルの C、決算の部分を担当していますが、令和 7 年度の事業執行及び令和 8 年度の予算編成に向けた指針となるよう、事務事業の状況の整理、分析項目の追加等を行いました。

また、わかりやすい報告書となるよう、当初予算概要の成果目標に対する実績成果がわかるよう、成果目標を加え、その下に実績成果を記載しております。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員の決算審査の御意見を、氏原代表監査委員にお願いいたします。

氏原代表監査委員 失礼します。氏原です。

それでは監査の結果を報告いたします。

地方自治法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項の規定に基づき、決算審

査に付された令和 6 年度設楽町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算、並びに各基金の運用状況、また、地方公営企業法第 30 条第 2 項及び同法施行第 26 条の 2 の規定に基づき、同じく決算審査に付された令和 6 年度設楽町事業会計決算、諸書類、事業報告、その他政令で定める書類及び各基金の運用状況について、意見書により説明いたします。

審査は、令和 7 年 7 月 28 日月曜日から 8 月 4 日の月曜日までの 4 日間で、もう一人の加藤監査委員と実施をいたしました。

まず、最初の審査の対象は、令和 6 年度設楽町一般会計及び各特別会計並びに各基金であります。

一般会計及び 8 特別会計の決算に係る歳入歳出総額は、歳入総額 71 億 2,249 万 9,530 円。歳出総額 69 億 6,883 万 3,642 円。差引き額 1 億 5,366 万 5,888 円で、その内訳は表 1、一般会計及び、表 2、特別会計のとおりであります。

また、一般会計 14、及び特別会計 5 の計 19 基金に係る決算年度中の増減高、及び決算年度末の現在高の合計額は、前年度末現在高 39 億 5,869 万 8,579 円。決算年度中の増減高 2,169 万 1,849 円の減額で、決算年度末現在高 39 億 8,039 万 428 円であり、その内訳は表 3、各基金の総括表のとおりであります。

審査に当たっては、決算書附表、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況調書を対象として、計数上の誤りの有無、財政運営の健全性、財政管理の適格性、さらに予算の執行については、関係法令に従い、正確かつ効率的に実施されたか等に主眼を置き、例月出納検査及び定期監査の結果も参考にして、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続を実施いたしました。

審査の結果として、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況調書の計数は、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、計数については適正と認められました。

財政状況として、令和 6 年度の決算規模は、一般会計では、歳入総額 62 億 618 万 8,616 円、歳出総額、60 億 5,404 万 1,208 円。差引額 1 億 5,214 万 7,408 円となり、特別会計では、歳入総額 9 億 1,631 万 914 円、歳出総額 9 億 1,479 万 2,434 円。差引額 151 万 8,480 円となりました。

一般会計の歳出面での決算規模は、令和 5 年度との比較において、3 億 7,735 万円増額しました。

主な増額要因は、義務的経費の人件費や公債費の増や、令和 8 年度まで

に完了見込の田口地区公共下水道事業が増加したことにより公営企業会計への繰出金が増額となったためであります。

主要な実施事業は、令和5年度からの繰越事業で、やすらぎの里大規模改修工事や小水力発電事業実施計画委託や住民情報システム改修委託（システム標準化対応）などであります。

歳入決算額は、対前年度比2億7,261万円の増額となりました。

主な増額の要因は、令和2年度借入の地方債元金の償還が始まったことなどにより地方交付税が大幅に伸びたことや、ダム事業における水源地域整備事業負担金、県の負担金が増加したことによるものです。

また、翌年度へ繰り越すべき財源は6,115万円となり、対前年度比8,769万円の減額となりました。これは、プレミアム付商品券や学校給食センター（仮称）の基本設計及び実施設計事業などへ充当される予定であります。

次に、8つの特別会計の歳出決算総額は、令和5年度と比較し、194万円の減額となり、大きな変動はありませんでした。

国民健康保険特別会計においては、歳入歳出ともに決算額5億3,784万円で対前年度比3,962万円の減額となりました。

歳入の主な要因は、保険料率の引上げによる保険料（現年度分）の増額。対前年度比837万円の増。保険給付費の減に伴う普通給付金の減額。対前年度比1,089万円の減。令和5年度に行った臨時的な基金繰入、5,400万円の皆減によるものです。

歳出の主な要因は、保険給付費の減額、対前年度比1,197万円の減。高額医療費の減額。対前年度比730万円の減。歳入と同様、令和5年度に行った臨時的な基金積立金の皆減、5,400万円の減によるものです。

保険料率については、令和3年度までは基金の活用により率を据え置いてきましたが、基金の残高が少なくなり、県への事業給付率の上昇に合わせながら保険料率の段階的な引上げを行っております。

後期高齢者医療保険特別会計においては、歳入歳出ともに決算額2億3,745万円で、対前年度比2,795万円の増額となりました。

歳入の主な要因は、保険料収入の増額、対前年度比1,117万円の増。一般会計繰入金の増額、対前年度比1,069万円の増によるものであります。

歳出の主な要因は、総務管理費の一般会計繰出金のうち、一体的事業実施分として629万円の皆増。後期高齢者医療保険特別会計で実施する一体的事業委託として315万円の増額によるものです。

町営バス特別会計においては、歳入歳出ともに決算額4,940万円で、対前年度比940万円の増額となりました。

歳出の主な要因は、町営バスの各車両において経年劣化に伴う修繕が増

加したことによる車両等維持管理費の増額、対前年度比 206 万円の増。物価高騰による燃料・人件費等の上昇によるバス運行委託料の増額、対前年度比 677 万円の増によるものであります。

歳入の主な要因は、経費の増に伴う国・県補助金額の増額、対前年度比 311 万円の増。バス利用者の減少による定期路線の運行収入の減額、対前年度比 81 万円の減によるものです。不足分については、一般会計から繰り入れています。

つぐ診療所特別会計においては、歳入歳出ともに決算額 7,702 万円で、対前年度比 195 万円、2.6%の増額となりました。

歳入の主な要因は、受診者数の減少に伴う診療収入の減及び補助金の減により、業務委託料等に係る一般会計からの繰入金が増えたことによるものです。

歳出の主な要因は、受診者数の減に伴う医薬材料費の減があったものの、物価高騰による業務委託料、自家発電設備修繕等の修繕費が増えたことによるものです。

財政全体として、歳入及び歳出にかかる予算と執行は、概ね効率的かつ効果的に配分され、適正に執行されたものと認められます。

続いて、財政運営について。

令和 5 年度から始まりました、老人福祉施設やすらぎの里大規模改修工事は令和 6 年度に終了し、令和 6 年度からは 4 か年にわたる空調設備の改修を開始しました。令和 6、7 年度に各 7 台、令和 8、9 年度には各 6 台の計 26 台の改修を予定されております。施設内の設備は、老朽化しているものがまだ数多く見られるため、今後も小規模な改修を進める予定であると聞いております。

この施設は、養護老人ホーム宝泉寮とデイサービスセンターしたらの 2 つの機能を果たしております。町内に在住する家庭生活が困難な利用者のみならず、町外からのそうした利用者にとっても、生きがいのある生活を送るうえで大切な施設であります。安心して快適な生活が送れるよう、今後も財政面からの支援をお願いしたいと思います。

併せて、施設の運営を継続していくうえで必要不可欠な介護スタッフを十分確保するためのサポートをしていただくことを希望いたします。

ダム工事の影響や高齢者社会が進行していることから、町の人口は着実に減少しています。こうした中、魅力ある町づくり、生きがいのある町づくりを進めていただくことが急務であると考えます。

その中心は、地域産業のさらなる活発化と発展であり、併せて地域の自然・文化を目玉にした観光事業に一層力を入れていくことが望まれます。

東海自然歩道、グリーンメッセージや田峯城、段戸裏谷原生林などの観光施設、3つの道の駅などが主な観光資源であります。利用者数を個々に見ると差はあるものの、全体として横ばいから上昇の傾向が見られます。今後、行政と観光協会が一層連携を図りながら、内外から多くの人が集まるような魅力ある町づくりを進めていってもらいたいと思います。

最後に、町づくりの拠点は何んといっても行政であります。役場の職員が精力的にリーダーシップを発揮し、温かく町民をリードしていってもらいたいと思います。しかし、最近、若い世代の職場離れを時々耳にすることがあります。残念であります。働きやすい職場づくりを図るために様々な方法を工夫しながら取り組んでみえることは承知しておりますが、今後、さらなる業務の効率化を図りながら、望ましい人間関係の中で一人一人がその力を発揮できる職場を目指した環境づくり、適材適所の人事配置等、工夫をしていただきたいと思います。

一般会計及び特別会計の決算審査結果は、以上であります。

続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和6年度設楽町公営企業会計の決算審査結果を意見により説明いたします。

審査は、令和7年7月28日に加藤監査委員と実施をし、審査の対象は、令和6年度簡易水道事業会計決算及び下水道事業会計決算の2会計です。

審査に当たっては、町長から提出された決算書類が事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計諸帳簿、証拠書類との照合等のほか、関係職員の説明を聴取、例月出納検査及び定期監査の結果も参考にして、各事業の経営内容を把握するため、計数の分析等を行い、経済性の発揮及び公共の福祉の増進に付与しているかどうかについて考察いたしました。

審査結果としては、審査に付された各事業の決算諸表は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であって、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。

それでは、各会計の業務実績、審査結果について、それぞれ述べさせていただきます。

最初に、簡易水道事業会計の決算状況についてです。

主なものとして、次の3点について述べます。

収益的収支の収入総額は4億9,231万7,761円。支出総額は4億7,642万8,122円であって、令和6年度の消費税相当額を除く純利益は199万7,255円でした。

次に、資本的収支です。

収入総額 4 億 8,452 万 4,065 円。支出総額 5 億 6,716 万 2,440 円であり、資本的収入額が資本的支出に不足する額 8,263 万 8,375 円は、全額、企業会計開始時の引継金から補てんをしています。

なお、各決算状況の内訳は、簡易水道事業決算報告書を御覧ください。

次に、業務実績についてです。

給水件数、給水人口、普及率など、いずれも減少しているものの、年間配水量は対前年比で 0.1%増加。年間有収水量は、対前年比 1%増加。有収水量と配水量を比較した有収率は 0.4%増加しております。

建設改良事業としては、配水管更新工事では、老朽化を耐震性のある、高密度ポリエチレン管に取り替えており、令和 6 年度は、田口地区で特定環境保全公共下水道事業の進捗に合わせ、1,254.9 メートル施工し、東納庫地区で 876 メートル施工しました。清崎地区では、県道和市清崎線改良工事による、塩津橋の架け替えに伴い、水管橋を含む、110.5 メートル施工しました。導水管移設工事では、田口地区の水源である取水場や導水管がダム建設に伴い水没するため、新たにタコウズ川から取水し、田口浄水場まで導水する管路を構築しており、新しい導水管布設工事を 100 メートル施工しました。浄水場設備工事では、田口地区の田口浄水場で、膜ろ過設備用膜モジュール更新を施行しました。

また前年度に引き続き、水道施設の稼働状況を監視するテレメータ設備更新工事を施行しました。

次に、審査意見です。

業務実績としては、住民安全で安心な水道水を安定的に供給するため、引き続き、自己水源の保全と確保に努めていただきたいと思います。

予算の執行状況等についても、適正に執行はされていると認められますが、社会情勢を的確に見極め、コスト意識を持ちながら、安定的かつ持続的に水道水が供給できるよう、努めていただきたいと思います。

経営状況については、水道管の耐震化などにより、資本的収支不足は継続すると思われますが、引き続き経営の効率化に努めていただきたいと思います。

また財政状況、資金状況について、水道料金の収納状況は良好な状態を認めますが、引き続き滞納整理等を適切に行い、収納率の維持に努めていただくことを望みます。

次に、下水道事業会計についてです。

先ほどの簡易水道事業会計と同様、主なものとして 3 点について述べます。

収益的収支の収入総額は 4 億 1,407 万 4,191 円。支出総額は 3 億 6,993

万 6,902 円であって、令和 6 年度の消費税相当額を除く純利益は 3,812 万 7,773 円でありました。

次に、資本的収支の収入総額は 5 億 5,600 万 8,783 円。支出総額は 6 億 2,511 万 441 円で、資本的収入額が同支出に不足する額 6,910 万 1,658 円は、全額、企業会計開始時の引継金から補填をしています。

各決算状況の内訳は、下水道事業会計決算報告書を御覧ください。

次に、業務実績です。

公共下水道事業と農業集落排水事業を合わせた実績は、区域内人口は減少しているものの、接続人口、普及率、接続率、年間汚水処理水量、有収水量のいずれも、増加する結果となりました。

建設改良事業として、特定環境保全公共下水道事業では、管渠布設工事 1,781 メートル。令和 5 年度繰越施工を含めます。舗装復旧工事 6,745 平方メートル及びマンホールポンプ設備工事 1 か所を施工しました。

農業集落排水事業では、津具地区で町施工により既設制御盤改修工事を施工しました。名倉地区で県受託事業により処理場機械・電気設備更新、マンホールポンプ 6 か所、制御盤 6 か所を更新したほか、町施工によりマンホールポンプ 4 か所、制御盤 2 か所を更新しました。

下水道事業と農業集落排水事業それぞれの実績数値は、事業別業務実績の表を御覧ください。

なお、農業集落排水事業では、マンホールの隙間などから入り込む不明水が増えたことが処理水量等の増えた要因と考えられ、今後、マンホールの劣化部分の改修対策を講じる必要があります。

最後に審査意見を述べます。

業務実績については、効率的かつ効果的な侵入水の防止対策を実施して、有収率の向上に努めていただくこと、並びに下水道への接続要請に取り組み、水洗化率向上に努めていただきたいと思います。

予算の執行状況については、収益的収支、資本的収支のいずれも適正に執行されていると認められます。社会的情勢を見極め、コスト意識を持ちながら、安定的かつ持続的に下水道業務が提供できるよう、事業運営に努めていただきたいと思います。

経営状況については、人口減少による使用料収入の減少、施設の老朽化による維持管理費の増大など、厳しい経営が見込まれますが、適正な施設整備と健全な経営に努めていただきたいと思います。

最後に、財政状況と資金状況についてです。

下水道使用料の収入状況は良好な状態と認められますが、今後も、滞納整理等を適切に行い、収納率の維持に努めていただくことを述べます。

公営企業会計の決算意見は、以上であります。よろしくお願いします。

議長 提案理由の説明と監査委員の審査意見の報告がありました。

監査委員の審査意見について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。認定第1号から認定第11号までの11議案については、慎重審査の必要があると認められますので、議長を省く9名で構成する決算特別委員会を設置して審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

認定第1号から認定第11号までの11議案については、9名による決算特別委員会を設置し、付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、1番村松一徳君、2番村松純次君、3番原田純子君、4番七原剛君、5番加藤弘文君、6番今泉吉人君、7番山口伸彦君、8番田中邦利君、9番原田直幸君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。決算特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

決算特別委員会の方は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

お諮りします。会議規則では、午前中の会議は12時前までとなっておりますが、議会の運営上、12時を過ぎても会議を継続したいと思います。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。ここで暫時休憩することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。これで暫時休憩といたします。

決算特別委員会の方は、委員会室のほうへお集まりください。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時50分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長の互選について報告がありました。

委員長に9番原田直幸君、副委員長に4番七原剛君が選任されましたの

で御承知おきください。

なお、決算特別委員会は、本日、9月2日午後1時からと9月5日定例会終了後に決算の説明を受け、9月9日午前9時から総務建設委員会所管、9月11日午前9時から文教厚生委員会所管です。よろしくお願いします。

議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時52分